

# 那覇市消防庁舎排水管洗浄業務仕様書

本仕様書は、那覇市消防庁舎（以下「本庁舎」という。）の排水管洗浄業務に必要な事項を定めるものとする。

## 1. 件名

令和4年度那覇市消防庁舎排水管洗浄業務契約

## 2. 対象施設

別紙1参照

## 3. 業務目的

排水管内部に付着した汚れを除去することにより、管閉塞を予防し、また排水管本来の機能（排水を建物外へ円滑に排除すること）を回復させる。

## 4. 履行期間

契約締結日～令和5年3月31日

## 5. 実施回数

各施設 年1回

## 6. 実施箇所

洗浄は各階給湯室、食堂のシンク及び各階トイレ、洗面台、シャワー室の污水管流入口より浄化槽及び下水溝までの雑排水本管、各枝管、外部集合マス系とする。

## 7. 実施方法

(1) 流入管に付着した物質並びに排水管及び通気間の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行う。汚水・雑排水管は、排水管関係専用の洗剤を使用し、いずれも高圧洗浄機、専用ワイヤーを用いること。

(2) 清掃で排出された汚水物等は、受託者が適切に処理するものとする。

## 8. 法令の遵守

本契約に基づく業務を遂行するにあたって、関連する法令を遵守すること。

## 9. 作業調整等

- (1) 洗浄作業時間は、平日の8時30分から16時30分までを原則とする。
- (2) 作業工程の作成は那覇市消防局総務課の担当者と調整のうえ決定すること。
- (3) 作業工程に変更が生じた場合、または受託者の都合で作業日を変更する場合は、必ず那覇市消防局総務課の担当者へ連絡すること。
- (4) 施設内に立ち入る前に検温、アルコール消毒を行い感染症対策を徹底すること。
- (5) 洗浄作業の開始、終了時には施設職員にその旨を報告すること。

## 10. 着手届等

着手届、工程表を提出すること。

## 11. 最低賃金制度

最低賃金法に定める趣旨を遵守すること。

## 12. 業務報告


作業終了後は、すみやかに報告書を提出すること。

## 13. 協議事項


本業務の実施に当たり、この仕様書に疑義が生じたとき、又は、この仕様書に定めていない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

## 施設一覧

1


名称	那覇市消防局、中央消防署				
住所	那覇市銘苅2丁目3番8号				
階数	0/5				
階	場所	チェック	階	場所	チェック
1階	男子トイレ (北側)		3階	洗面室	
	男子トイレ (南側)		4階	男子トイレ	
	女子トイレ			女子トイレ	
	身障者用トイレ			身障者用トイレ	
	体力練成室 (SK)		給湯室		
	屋外排水マス		5階	男子トイレ	
3階	男子トイレ			女子トイレ	
	女子トイレ			身障者用トイレ	
	身障者用トイレ			給湯室	
	厨房			男子シャワー室	
	男子シャワー室			女子シャワー室	
	女子シャワー室		洗面室		

2

名称	神原分署				
住所	那覇市樋川2丁目8番9号				
階数	0/5				
階	場所	チェック	階	場所	チェック
1階	男子トイレ		2階	男子トイレ	
	女子トイレ			女子トイレ	
	身障者用トイレ			厨房	
	救急滅菌室			男子シャワー室	
	特災室		女子シャワー室		
	屋外排水マス		3階	男子トイレ	
		女子トイレ			
		身障者用トイレ			

施設一覧


5

名称	首里出張所				
住所	那覇市首里久場川町2丁目149番地の4				
階数	0/2				
階	場所	チェック	階	場所	チェック
1階	屋外排水マス		2階	トイレ	
				シャワー室	
				厨房	

6

名称	小禄出張所				
住所	那覇市金城2丁目17番地の2				
階数	0/3				
階	場所	チェック	階	場所	チェック
1階	トイレ		2階	トイレ	
	屋外排水マス			シャワー室	
				厨房	

7

名称	安謝出張所				
住所	那覇市金城2丁目17番地の2				
階数	0/1				
階	場所	チェック	階	場所	チェック
1階	トイレ		1階	洗濯室	
	シャワー室				
	屋外排水マス				